

令和7年度 介護福祉士修学資金 募集要項

介護福祉士修学資金は、貸付制度（貸付金：借りるもの）です。卒業後、奈良県内の福祉施設などで引き続き5年間介護業務に就き、随時必要な書類を提出することによってはじめて返還免除を受けることができます。しかし、返還免除に該当しない場合は、必ず返さなければなりません。

修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさんご自身です。人任せにせず、借りるのは自分という自覚をもって申請してください。

○申請期限 令和7年5月12日（月）本会必着

○申請方法 養成施設を通じて申請いただきますので、申請書類一式を学校の担当窓口へ提出してください。

令和7年4月

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

介護福祉士修学資金貸付制度は、介護福祉士の資格取得をめざす学生の修学を支援し、質の高い介護福祉士の養成と確保を図る目的で、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が、「介護福祉士修学資金貸付要綱」に基づき、養成施設に在学する学生に修学資金を貸付する制度です

【令和5年度からの変更点】

申請できる貸付期間 修学期間 → 1年間

貸付期間は修学（2年）を限度としていましたが、令和5度から1年間に変更しています。次年度も継続して貸し付けを希望される場合は、再度、貸付申請していただきます。なお、継続貸付希望者の募集案内は令和7年2月を予定しています。

◆実施主体◆

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

◆貸付対象者◆

貸付対象の者は、養成施設卒業（資格取得）後、奈良県内の社会福祉施設等で、介護福祉士として引き続き5年以上介護の業務に従事しようとする意思を有し、下記のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①奈良県内の介護福祉士の養成施設に在学していること。
- ②奈良県内に住民登録していること。

◆募集人員◆

100名程度

◆貸付額等◆

1年次申請分

修学資金	月額50,000円以内（1年次：600,000円）
入学準備金	200,000円以内
国家試験受験 対策費用	40,000円以内
合 計	840,000円以内

2年次申請分

修学資金	月額50,000円以内（2年次：600,000円）
就職準備金	200,000円以内
国家試験受験 対策費用	40,000円以内
合 計	840,000円以内

更に、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者や、前年度または当該年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者は、生活費加算を受けることができます。加算額は、生活保護制度における生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額ですが、申請時の年齢と居住地によって異なります。

※高等教育の修学支援新制度との併用について

授業料等減免の支援対象となる方については、修学資金（月額50,000円以内）、入学金については、減免後も自己負担が生じる場合に限り貸し付けを受けることができます。

◆貸付期間及び貸付方法◆

- ①貸付対象期間は、養成施設の正規の修学期間内です。
- ②資金は、6月と10月の2回に分割して貸し付けすることとします。
- ③貸付金は、「無利子」です。

◆申請方法◆

- ①資金の貸付を希望する学生は、
 - ア 所定の申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、
 - イ 指定課題の小論文を作成し、
 - ウ 住民票を添付して、在学する養成施設に提出してください。（外国籍の方は、在留資格を確認する必要がありますので、在留資格等の記載のあるものを提出して下さい。）
 - エ 生活費の加算を希望する人は、上記のほかに以下のいずれかの書類を提出してください。（生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできません。）・養成施設入学前に生活保護を受けていた（入学後に生活保護が廃止された場合）→生活保護が廃止されたことを証明する福祉事務所長が発行す

る保護変更決定通知書の写し

- ・前年度または当該年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯（市町村民税非課税世帯、市町村民税減免世帯、国民年金掛金減免世帯、国民健康保険料減免または猶予の世帯等）の場合→非課税証明書や国保等減免証明書等

②養成施設は、学生との面接を行い、推薦書（第2号様式）等所定の書類を作成して、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出してください。

③募集期間は、令和7年4月16日（水）から5月12日（月）までとします。期日までに在学する養成施設を通じて、本会に到着するように準備してください。

④貸付の決定は、本会において審査を行い、在学する養成施設を通じて通知します。

◆連帯保証人について◆

貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要です。申請時点で65才未満の安定した収入のある方をお願いします。

連帯保証人は日本国籍を有する者、特別永住者、永住者の在留資格を持つ外国籍の方に限ります。

留学生については、個人に連帯保証人をお願いすることができない場合、法人に連帯保証人となってもらうことができます。所定の期日までに事前に要件を満たす法人であるか、事前に申請していただいている法人に限ります。

◆貸付決定後の手続き◆

①貸付決定を受けた方は、本会の所定期日までに誓約書（第4号様式）、借用書等必要書類を、在学する養成施設を通して本会まで提出してください。

※ 決定後に提出いただく書類等の詳細は個別に案内します。

②本会は、誓約書、借用書等貸付に必要な書類を確認した後、学生個人の口座に資金を送金します。

なお、第2回目以降の資金交付に際しては、在学していることの証明書等を提出することが必要です。

◆貸付決定後の留意点◆

貸付けを受けた方（以下「修学生」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸付契約を休止又は解除します。

ア 休学したとき。

- イ 停学の処分を受けたとき。
- ウ 養成学校等を退学したとき。
- エ 疾病等のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- オ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- カ 修学資金の貸付を辞退したとき。
- キ 修学生が死亡したとき
- ク その他この資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

◆貸付金の返還◆

この修学資金は、介護福祉士の専門資格を有する質の高い人材の確保を図り、奈良県内の福祉サービスの質の向上を目的としていますので、本会が定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、修学生が責任を持って返還しなければなりません。また、修学生本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人にその債務を負担いただきます。

返還の事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、最長5年以内に本会が指定する方法により返還しなければなりません。

なお、正当な理由なく返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて「年率3%」の延滞利息を支払わなければなりません。

◆返還免除◆

修学生が養成施設を卒業後、原則1年以内に対象資格を取得したうえで、奈良県内において5年以上、介護の業務に従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

◆届出事項◆

修学生は、申請時の状況に変更があったときなどは、原則として養成施設等を通じて、本会に届け出ることが必要です。

①在学中の届出事項

- ア 氏名又は住所（連絡先、電話番号等）を変更したとき。
- イ 疾病等により修学の見込みがなくなったとき。
- ウ 休学・復学、又は退学したとき。
- エ 停学その他の処分を受けたとき。
- オ 卒業したとき。
- カ 連帯保証人の氏名、住所その他事項に変更があったとき。
- キ 修学資金の貸付を辞退するとき。

ク 他種の養成施設等に入学したとき。 など
また、卒業後は、直接本会に届け出ることが必要です。

②貸付期間以降の届出事項

ア 奈良県内の社会福祉施設等で介護の業務に従事したとき。

イ 介護福祉士として国家資格を登録したとき。

ウ 引き続き介護の業務に従事しているとき。

エ 介護の業務従事先を変更したとき。

オ 介護の業務に従事しなくなったとき。 など

※ 異動に関する届出書類や提出方法等詳細は、個別にお問い合わせ下さい。

返還猶予や返還免除を受けられることができる返還免除対象業務一覧

- ◆ 返還猶予や返還免除を受けられることができる業務等について、根拠となる以下の通知を一覧表にまとめました。

- (1) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
- (2) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
重症心身障害児施設		
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業 共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
2-1(6)	障害福祉サービス事業	主たる業務が介護等である者
	居宅介護を行う事業所	
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
2-1(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
2-1(8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1(9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
2-1(10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1(11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1(12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1(13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1(14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1(15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(16)	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
2-1(17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
2-1(18)	指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設 指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
2-1(19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
2-1(20)	指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員
2-1(21)	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(22)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(23)	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(25)	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等)	看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者
2-1(26)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(29)	家政婦	個人の家庭において就業し、主たる業務が介護等の業務である者
2-1(30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1(31)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
2-1(32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(34)	身体障害者自立支援を行っている施設 生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(35)	移動支援事業を行っている施設 日中一時支援を行っている施設 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設 訪問入浴サービスを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者 介護職員
2-1(36)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1(38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設 原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
2-1(39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1(40)	介護等の便宜を供与する事業を行う者	使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者